

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（※1）（法第41条第1項）

(一) 建築物エネルギー消費性能基準（※2）に適合していることを示す書類（※3）を提出する場合	
1. 一戸建て住宅	5,100円
2. 一戸建て住宅以外の建築物	
(1) 住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	81,000円
(2) 非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	128,000円

(二) (一) 以外の場合	
1. 一戸建て住宅	
性能基準（※4）による場合	
当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	38,400円
モデル住宅法（※5）による場合	
当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	19,100円
仕様基準（※6）または誘導仕様基準（※7）による場合	
当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	19,100円
2. 一戸建て住宅以外の建築物	
(1) 住宅部分	
性能基準（※8）による場合	
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	281,000円
フロア入力法（※9）による場合	
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	157,000円
仕様基準（※6）による場合	
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	157,000円
(2) 非住宅部分	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	309,000円
標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	646,000円

※1 手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
 共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
 様基準により共同住宅の認定申請をする場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

※2 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準

※3 (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
 (2) 建築物省エネ法第12条第3項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 (3) 建築物省エネ法第35条に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 (4) 低炭素法第54条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
 (5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6※に適合していること）の写し
 ※平成28年4月の建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級3も可（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の準備について（技術的助言）」（平成28年1月29日 国住指第3870号））

※4 省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準
 ※5 省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準
 ※6 省令第1条第1項第2号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準
 ※7 法第35条第1項各号に掲げる基準
 ※8 省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）又は同項第3号に定める基準
 ※9 省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準
 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料にあっては建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の申請に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合以外で一戸建て住宅以外の建築物の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。